

《記入例1》

* 上段(個人番号除く)を前の勤務先で記入し、新勤務先へ回付した後、「1.」と「個人番号」を新勤務先にて記入し、滑川町に提出してください。

注意
 1. 提出先
 2. 提出時期
 3. 提出方法

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※
 年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 〇 年 12 月 24 日

(宛先) 滑川町長

所在地 〒355-8585 滑川町福田750-1

フリガナ 〇〇 カズシキガイシャ ナメロワシデン

氏名又は名称 〇〇 株式会社 滑川支店

個人番号又は法人番号 1234567890123

特別徴収義務者番号 747

宛 名 番 号 /

担 連 所 属 人事課給与係

当 結 氏 名 福田

者 先 電 話 0493-56-2211

内線 ()

フリガナ イタダ タロウ

氏 名 シ田 太郎

生 年 月 日 昭和〇〇年 ××月 △△日

個人番号 234567890123

受給者番号

1月1日現在の住所 滑川町福田750-4

異動後の住所 同上

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円

(イ) 徴収済額 6 月から 12 月まで 70,000 円

(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 50,000 円

異 動 年 月 日 令和〇 年 12 月 24 日

異 動 の 事 由 2. 退職・転職・長期間欠勤その他 (事由・理由)

異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者番号 777777 (新規)

法人番号 3456789012345

所在地 〒355-0803 滑川町 月輪123456

フリガナ

氏名又は名称 ×× 有限会社

新しい勤務先へは、月額額 10,000 円を 1 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の可否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

新しい勤務先へは、月額額 10,000 円を 1 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の可否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由 ☐ 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

☐ 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月 月 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円

左記の一括徴収した税額は、 〇 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由 ☐ 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

☐ 2. 令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

☐ 3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

滑川町役場 税務課 町民税担当 TEL 0493-56-6902(直通)

2(転勤)を左の枠内に記入してください。

転勤前の勤務先にて
記入してください。

1 (特別徴収継続)を
左の枠内に記入して
ください。

新勤務先へ回付した後、
新勤務先にて記入して
ください。

退職等で一括徴収する場合

《記入例2》

*一括徴収とは、残りの税額を本人から一度に徴収し、事業所が納入する方法です。

御注意
1 2 3 4

給与支払報告
特別徴収
にかかる給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 〇 年 12 月 24 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 〒 355-8585 滑川町福田 750-1	※ 年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 指 定 番 号 747
(宛先) 滑川町長	フリガナ 氏名又は名称 〇〇 株式会社 滑川支店	フリガナ 個人番号 又は法人番号 1234567890123	連 帯 者 氏 名 福田	宛 名 番 号 /
給 与 所 得 者 氏 名 シ 田 太 郎	生 年 月 日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	個 人 番 号 234567890123	受 給 者 番 号 1234567890123	1 月 1 日 現在の住所 滑川町福田 750-1
異 動 後 の 住 所 同 上	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 死亡 3. 転居 4. 転居 5. 転居 6. 転居 7. 転居 8. 転居 9. 転居 10. 転居 11. 転居 12. 転居 13. 転居 14. 転居 15. 転居 16. 転居 17. 転居 18. 転居 19. 転居 20. 転居 21. 転居 22. 転居 23. 転居 24. 転居 25. 転居 26. 転居 27. 転居 28. 転居 29. 転居 30. 転居 31. 転居 32. 転居 33. 転居 34. 転居 35. 転居 36. 転居 37. 転居 38. 転居 39. 転居 40. 転居 41. 転居 42. 転居 43. 転居 44. 転居 45. 転居 46. 転居 47. 転居 48. 転居 49. 転居 50. 転居 51. 転居 52. 転居 53. 転居 54. 転居 55. 転居 56. 転居 57. 転居 58. 転居 59. 転居 60. 転居 61. 転居 62. 転居 63. 転居 64. 転居 65. 転居 66. 転居 67. 転居 68. 転居 69. 転居 70. 転居 71. 転居 72. 転居 73. 転居 74. 転居 75. 転居 76. 転居 77. 転居 78. 転居 79. 転居 80. 転居 81. 転居 82. 転居 83. 転居 84. 転居 85. 転居 86. 転居 87. 転居 88. 転居 89. 転居 90. 転居 91. 転居 92. 転居 93. 転居 94. 転居 95. 転居 96. 転居 97. 転居 98. 転居 99. 転居 100. 転居	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 死亡 3. 転居 4. 転居 5. 転居 6. 転居 7. 転居 8. 転居 9. 転居 10. 転居 11. 転居 12. 転居 13. 転居 14. 転居 15. 転居 16. 転居 17. 転居 18. 転居 19. 転居 20. 転居 21. 転居 22. 転居 23. 転居 24. 転居 25. 転居 26. 転居 27. 転居 28. 転居 29. 転居 30. 転居 31. 転居 32. 転居 33. 転居 34. 転居 35. 転居 36. 転居 37. 転居 38. 転居 39. 転居 40. 転居 41. 転居 42. 転居 43. 転居 44. 転居 45. 転居 46. 転居 47. 転居 48. 転居 49. 転居 50. 転居 51. 転居 52. 転居 53. 転居 54. 転居 55. 転居 56. 転居 57. 転居 58. 転居 59. 転居 60. 転居 61. 転居 62. 転居 63. 転居 64. 転居 65. 転居 66. 転居 67. 転居 68. 転居 69. 転居 70. 転居 71. 転居 72. 転居 73. 転居 74. 転居 75. 転居 76. 転居 77. 転居 78. 転居 79. 転居 80. 転居 81. 転居 82. 転居 83. 転居 84. 転居 85. 転居 86. 転居 87. 転居 88. 転居 89. 転居 90. 転居 91. 転居 92. 転居 93. 転居 94. 転居 95. 転居 96. 転居 97. 転居 98. 転居 99. 転居 100. 転居	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 死亡 3. 転居 4. 転居 5. 転居 6. 転居 7. 転居 8. 転居 9. 転居 10. 転居 11. 転居 12. 転居 13. 転居 14. 転居 15. 転居 16. 転居 17. 転居 18. 転居 19. 転居 20. 転居 21. 転居 22. 転居 23. 転居 24. 転居 25. 転居 26. 転居 27. 転居 28. 転居 29. 転居 30. 転居 31. 転居 32. 転居 33. 転居 34. 転居 35. 転居 36. 転居 37. 転居 38. 転居 39. 転居 40. 転居 41. 転居 42. 転居 43. 転居 44. 転居 45. 転居 46. 転居 47. 転居 48. 転居 49. 転居 50. 転居 51. 転居 52. 転居 53. 転居 54. 転居 55. 転居 56. 転居 57. 転居 58. 転居 59. 転居 60. 転居 61. 転居 62. 転居 63. 転居 64. 転居 65. 転居 66. 転居 67. 転居 68. 転居 69. 転居 70. 転居 71. 転居 72. 転居 73. 転居 74. 転居 75. 転居 76. 転居 77. 転居 78. 転居 79. 転居 80. 転居 81. 転居 82. 転居 83. 転居 84. 転居 85. 転居 86. 転居 87. 転居 88. 転居 89. 転居 90. 転居 91. 転居 92. 転居 93. 転居 94. 転居 95. 転居 96. 転居 97. 転居 98. 転居 99. 転居 100. 転居	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 死亡 3. 転居 4. 転居 5. 転居 6. 転居 7. 転居 8. 転居 9. 転居 10. 転居 11. 転居 12. 転居 13. 転居 14. 転居 15. 転居 16. 転居 17. 転居 18. 転居 19. 転居 20. 転居 21. 転居 22. 転居 23. 転居 24. 転居 25. 転居 26. 転居 27. 転居 28. 転居 29. 転居 30. 転居 31. 転居 32. 転居 33. 転居 34. 転居 35. 転居 36. 転居 37. 転居 38. 転居 39. 転居 40. 転居 41. 転居 42. 転居 43. 転居 44. 転居 45. 転居 46. 転居 47. 転居 48. 転居 49. 転居 50. 転居 51. 転居 52. 転居 53. 転居 54. 転居 55. 転居 56. 転居 57. 転居 58. 転居 59. 転居 60. 転居 61. 転居 62. 転居 63. 転居 64. 転居 65. 転居 66. 転居 67. 転居 68. 転居 69. 転居 70. 転居 71. 転居 72. 転居 73. 転居 74. 転居 75. 転居 76. 転居 77. 転居 78. 転居 79. 転居 80. 転居 81. 転居 82. 転居 83. 転居 84. 転居 85. 転居 86. 転居 87. 転居 88. 転居 89. 転居 90. 転居 91. 転居 92. 転居 93. 転居 94. 転居 95. 転居 96. 転居 97. 転居 98. 転居 99. 転居 100. 転居

【提出先】〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750 番地 1 滑川町役場 税務課 町民税担当 TEL 0493-56-6902(直通)

2 (一括徴収) を左の枠内
に記入してください。

一括徴収分の税額を何月分で
納めるか、記入してください。

退職等で普通徴収へ切替える場合

《記入例3》

* 普通徴収とは、残りの税額を町から通知して本人より納付してもらう方法です。(本人が、事業所名の入った納入書を使って納入することはできません。)

御注意
4 3 2 1

給与支払報告
特別徴収
にかかると給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 〇 年 12 月 24 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒355-8585 滑川町福田750-1	※ 年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(宛先) 滑川町長	フリガナ 〇〇 株式会社 滑川支店	氏名又は名称 〇〇 株式会社 滑川支店	特別徴収義務者 指定番号	747		
	個人番号 又は法人番号	1234567890123	宛 名 番 号	/		
		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担 連 当 結 者 先	所 属 氏 名	人事課 給与係 福田	
			電 話	0493-56-2211 内線 ()		

フリガナ 氏 名 生 年 月 日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の住 所	イ タ ダ タロウ 池田 太郎 昭和〇〇年××月△△日 234567890123 滑川町福田750-4 同 上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 6月 12月 70,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 50,000 円	異 動 年 月 日 令和〇 年 12 月 24 日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転任 3. 転居 4. 死亡 5. 支払少額・不都合 6. 合併 7. 事由・理由 1. 退職 2. 転任 3. 転居 4. 死亡 5. 支払少額・不都合 6. 合併 7. 事由・理由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
---	--	-------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	---	---

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
--

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	--------------	--------------------------	--------------------------------------

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--	---------

【提出先】〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1 滑川町役場 税務課 町民税担当 TEL 0493-56-6902(直通)

徴収した月を必ず
記入してください。

3 (普通徴収)を左の枠内
に記入してください。